

総社市教育委員会職員職名規程（平成17年総社市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

総社市教育委員会委員長 林 直 人

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員)</p> <p>第2条 職員の職名は、次のとおりとする。</p> <p>教育次長、<u>参与</u>、総括参事、参事、課(室)長、館長、副館長、所長、課(室、所)長代理、主幹、課(室)長補佐、指導主幹、社会教育主幹、次長、係長、主査、主任、指導主事、社会教育主事、公民館主事、主事、技師、司書、栄養士、業務員及び調理員</p>	<p>(職員)</p> <p>第2条 職員の職名は、次のとおりとする。</p> <p>教育次長、総括参事、参事、課(室)長、館長、副館長、所長、課(室、所)長代理、主幹、課(室)長補佐、指導主幹、社会教育主幹、次長、係長、主査、主任、指導主事、社会教育主事、公民館主事、主事、技師、司書、栄養士、業務員及び調理員</p>

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。